

平成28年度

## 第1回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成28年6月21日（火） 午後1時30分～午後3時

会 場 佐久市保健センター 集団指導室

出席委員 18名

公益を代表する委員 5名  
保険医等を代表する委員 5名  
被保険者を代表する委員 6名  
被用者保険等の保険者を代表する委員 2名

欠席委員 2名

事務局 12名

- 1 開 会
- 2 事務局職員自己紹介
- 3 市民健康部長あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 欠席者の紹介

協議会成立の報告

情報公開の承認等

- 6 議事録署名委員の指名（2名）  
花岡 文夫委員、岡田 稔委員
- 7 報告・協議事項

（会 長）

報告・協議事項の（1）から（3）まで一括して事務局にて説明をお願いします。

（事務局）

○「佐久市国民健康保険の状況について」資料1に基づき説明

（1 ページ 1 佐久市国民健康保険被保険者の状況 について）

- ・平成27年度の平均被保険者数は昨年度より753名減少している。  
このうち、前期高齢者数は312名増加しており、年々被保険者の高齢化が進んでいる。  
減少の主な要因は、「後期高齢者医療制度への移行」と「社会保険離脱による国保加入」の人数の減少と考えられる。

（3 ページ 2（1）国民健康保険 被保険者区分別医療費の推移 について）

- ・平成27年度における被保険者全体の医療費の前年度比は、2.2%増で、前年度の伸び（5.0%増）より縮小している。  
このうち、前期高齢者の医療費は、9.7%増で前年度に引続き大きな伸びとなり、全体医療費に占める医療費の割合も高く年々増加している。

（4 ページ 2（2）国民健康保険一人当たりの医療費の推移 について）

- ・平成27年度における一人当たり医療費も前年度比5.4%増となっているが、前年度の伸び（6.5%増）より若干縮小した。  
このうち、前期高齢者の一人当たり医療費は、引続き大きく増加（6.1%増）した。

(5 ページ 3 (1) 1世帯・1人当たりの課税所得額の推移 について)

- ・被保険者の課税所得（収入から必要経費を差し引いた総所得金額から、さらに基礎控除33万円を引いたもの）の状況について平成27年度は、前年度より増えている。

これは、高額な不動産所得の方がいらしたという特殊事情によるものである。この方の課税所得を控除すると、一世帯当たり又は一人当たり課税所得金額は豪雪災害の影響などで前年度より減少している。

課税所得階層別の状況について、平成27年度は、100万円未満の世帯が全体の約55%、200万円未満世帯が約77%とそれぞれ前年度よりわずかに増加している。

課税所得は国税賦課に影響することから、構造上の課題として、税収入確保については厳しい状況が続いている。

(7 ページ 4 平成27年度佐久市国民健康保険ジェネリック医薬品使用率の推移 について)

- ・ジェネリック医薬品の使用率（数量ベース）は、年度当初の61.4%から年度末には66.8%と5.4%の大幅な伸びとなった。

なお、直近の4月の状況では68.2%まで上昇しており、取組みの成果が出ているのではないかと考えられる。

(8 ページ 5 平成27年度佐久市国民健康保険特定健診実施状況 について)

- ・平成27年度の特定健診の受診者率は、5月末の速報値で、前年度を3%以上、上回っている。

こちらも歳出の縮減策の4つの重点事業の一つとしているが、取組みの成果が出ているのではないかと考えられる。

## ○「平成27年度佐久市国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算」について資料2に基づき説明

(4 ページ 2 歳出決算額の状況 について)

- ・決算は9月の議会で認定されてから確定となるため、現時点での見込として申し上げる。

4 ページ下の「3 歳入歳出決算額の状況」をご覧ください。

歳入合計は約121億9千万円、歳出合計は約121億7千万円となり、その差し引き（形式収支）は約1千8百万円の黒字となった。

しかしながら、「実質収支」（形式収支から、歳入における基準外の繰入金・借入金、歳出における基金積立金を除いたもの）は、マイナス約2億8千8百万円となっている。

また、そこには平成26年度への繰上充用分である約1億3千百万円が含まれていることから、これを除く平成27年度の実質的な単年度収支は、マイナス約1億5千7百万円となっている。

前年度と比較すると3億2千8百万円ほど歳入不足が改善されている。

次に、その改善された要因を「歳入」「歳出」別に説明します。

(1 ページ 1 歳入決算額の状況 について)

- ・歳入のうち「国保税」は、税率改定により、現年課税分で約1億8千9百万円の増額となった。これを一世帯当たりの増加率に換算すると約11.5%増となり、税率改定時に16.8%増を見込んでいたが、軽減拡充や課税所得の状況などにより計画時より低い増加率となった。
- ・「国庫支出金」は、約1億5千万円の大幅な伸びとなった。  
これは、年度前半の保険給付費の伸びが大きく、このことが影響して増額となっている。しかし、28年度の精算において、相当程度の返還が出るのではないかと考えている。
- ・一般会計繰入金について、「基準内の繰入金」は、低所得者に係る国保税の軽減に対する国の財政支援等により、保険基盤安定繰入金が大幅な増額となっている。  
なお、税率改定時点で予定していた4億円の増収計画に対して、基盤安定繰入金の増額と税率改定による増収額を合わせると約3億8千万円となり、2千万円程度計画額より不足している状況である。
- ・平成27年度は新たに、財政健全化計画に基づき「基準外の繰入」及び「借入」を導入し、ルールを定め5億1千9百万円の「基準外の繰入」を行った。また、「借入金」の1億9千万円は、基金の積立金の財源として充てた。
- ・歳入全体では、税率改定・繰入金・借入金等の特殊要素があったため、平成26年度と比べ、約21億7千万円増額となった。

(2 ページ 国民健康保険税決算額の状況、3 ページ、14 ページ 7 (2) 佐久市国民健康保険税の収入額等の状況 について)

- ・「国保税」の収納率の状況について、平成27年度は、現年度分・滞納繰越分・合計のそれぞれで前年度を上回っている。  
また、行方不明、財産がない、死亡した等の理由で課税を落とした「不納欠損額」は引き続き減少しているが、一方では「収入未済額」も減っている状況であり、収納強化策を行ってきた成果と考えている。

(4 ページ 2 歳出決算額の状況 について)

- ・歳出のうち「保険給付費」は、前年度と比較すると約1億9千7百万円、2.9%の増となった。  
医療費と同様に、一人当たり保険給付費も引き続き伸びているが、伸び率は前年度(5.4%増)と比べ縮小した。
- ・「基金積立金」は、基準外の繰入金を保険給付費に充てた残額(約2億1千2百万円)と借入金(1億9千万円)を財源に約4億円を積み立てた。  
なお、4億円については、基金の保有適当として会計検査院にて示されたものに沿っている。

(7 ページ 5 (1) 保険給付費の給付費の状況 について)

- ・先ほど申し上げた「保険給付費」を細分化した表である。このうち前期高齢者分は、一人当たり医療費と被保険者数の増加により約4億円、10.9%増となった。  
一方、制度の段階的廃止となる退職被保険者分と、一般被保険者の65歳未満分は、被保険者数の減少が影響して減額となった。

(10 ページ 5 (4) 後期高齢者支援金等の状況 について)

- ・歳出の「後期高齢者支援金」に対する財源の状況は、後期高齢者医療制度への支援する額が年々増加しているが、平成27年度は、約3億1千万円財源が超過している。  
なお、超過分は医療給付費等に回っている状況である。

(11 ページ 5 (5) 介護納付金の状況 について)

- ・歳出の「介護納付金」に対する財源の状況は、前年度では約1億2千万円不足となっていたが、平成27年度の税率改定により7千3百万円ほど改善され、約4千6百万円の不足となった。  
なお、平成27年度の税率改定においては、不足分の半分ほどを改善する計画であり、残りの半分は今後改定における見直しとしたものである。

#### ○「国民健康保険財政健全化のための取組実績について」資料3に基づき報告

- ・収納対策の強化について (1 ページ)。
- ・ジェネリック医薬品使用促進について (1 ページ)。
- ・糖尿病性腎症等の重症化予防について (2 ページ)。
- ・早期発見、早期治療の促進の強化について (3 ページ)。

国民健康保険財政健全化に向けた4つの「歳出縮減策」の実績を報告

(会 長)

委員の皆さんからの質疑をお願いしたいと思いますが、それぞれの説明を分けて質疑を行います。

はじめに、資料1の「佐久市国民健康保険の状況」について質疑をお願いします。

(質疑なし)

次に、資料2の「平成27年度佐久市国民健康保険特別会計(事業勘定)の決算」について質疑をお願いします。

(委 員)

- ・「基金積立金」について、説明のあった会計検査院の指摘は具体的にどういった内容なのか。

- ・歳出合計が121億7千万円となり、その中に「基金積立金」が4億入っている。  
また、「実質収支」の赤字が2億8千万、前年度の「繰上充用」が1億5千万となっている。

「繰上充用」を除いた、赤字2億8千万の中に国保資金から積立に回したのが2億1千万という計算になるが、平成27年の収支計算で繰上充用金と基金積立金がないと赤字はないのではないか。

さらに言えば、税率の引き上げをする必要はないのではないか。

(会 長)

解釈の誤解もあると思われるので、分かりやすく説明をお願いします。

(事務局)

1点目の基金の関係ですが、不測の事態のために基金を蓄えておくことは基本である。会計検査院では、国民健康保険について、保険給付費と老人医療拠出金（現在は後期高齢者支援金）の過去3年間の支出の平均の5%を基準として積み立てておくことが適当であるとしている。

2点目の「実質収支」は、表の下の※印にも記載しておりますが、歳入から基準外の繰入金、借入金等を除き、歳出からは、基金積立金を除いた金額を差し引きすると2億8千8百万円ほど収入不足となっている。

そこから、さらに平成26年度の不足を補った繰上充用金約1億3千万円分を除くと、平成27年度自体は1億5千7百万円ほど収入不足となっている。

したがって、実質収支を計算する段階で歳出の基金積立金、またその財源である歳入の繰入金、借入金は除いて計算しているため、1億5千7百万円と2億8千8百万円の中には含まれていない。

(委 員)

基金はどういった時に取り崩すのか。

(事務局)

収入に不足が出た時に取り崩すことになる。基準外の繰入については、保険給付費に充てることとしている。

(会 長)

次に、資料3の「国民健康保険財政健全化のための取組実績について」質疑をお願いします。いかがでしょうか。

(質疑なし)

最後にまとめて質疑をしてもよいこととして、(1)～(3)までの協議は終了とします。  
続いて、(4)「国民健康保険制度改革について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

○「国民健康保険制度改革について」資料4に基づき説明

(3ページ 改革後の国保財政の仕組み(イメージ)について)

- ・改革後は、都道府県も市町村と同様に、国民健康保険特別会計を設け、保険給付費に必要な費用については、都道府県が市町村に対し、交付金という形で全額交付し、支出することになる。  
一方、都道府県が交付金を交付するために必要な財源については、市町村からの納付金が充てられるが、市町村は、この納付金をこれまで同様、国保税と公費によって賄うことになる。
- ・納付金の額については、まだ詳細が示されているわけではないが、国の方針では、市町村ごとの医療水準や所得水準を考慮するとされている。  
納付金の算定方法は、今後、県と市町村との協議を経て決定される。

(4ページ国保制度改革の主な流れ(イメージ)について)

- ・国保制度改革の準備として、現在、都道府県は「納付金算定ルール」や「運営方針」の検討の段階で、市町村は「新システムの導入の検討」及び「現行システムの一部改修」の段階にある。

(7ページ 国保運営方針の主な記載事項(1)について)

- ・都道府県が定める「国保運営方針」において、国保財政が抱えている最大の課題と言ってもいい「赤字体質」について、市町村ごとに「解消又は削減の目標年次」や「赤字解消に向けた取組み」を定めることとされた。  
これにより、収納率の向上や医療費縮減の取組みについて、当市においても更なる取組みの強化が必要になってくることも考えられる。

(12ページ 国保保険者努力支援制度の前倒しについて)

- ・現在も保険者が医療費縮減等に対し実施した取組みに係る経費に対して、国や県が財政支援をするといった方法がとられているが、新たに平成30年度からは、国が定める指標をクリアした場合など、「結果や実績」に基づいての財政支援が導入される。  
また、平成30年度からの制度運用の確立に向け、平成28年度から前倒しで導入されることも決まっている。

(13ページ 保険者努力支援制度前倒し分の指標の候補(4/28提示)について)

- ・市が既に取組んでいる事項もあるが、これからは、「取組みの実績」以上に、「結果や実績」が評価されることになるため、市としても効果の出る対策を考えていかなければならない。

〈捕捉〉

- ・今般の国保制度改革は大きく分けて2つある。1つ目は、県が財政運営を担っていくこと、2つ目は、財政支援を行うことである。

(会 長)

資料4の「国民健康保険制度改革について」質疑をお願いします。

(委 員)

資料8ページの「年齢構成の差異の調整後の医療費水準」とは、一人当たりの医療費のことなのか。また、各市町村の実態とは具体的にどのようなものか。

(事務局)

保険料算定については、これからガイドラインが示された上で具体的な算定が行われる予定である。また、医療費水準、所得水準や特殊要因等の差異を一つの指標として捉えて算定するものと考えられる。

(委 員)

まだ、確定していないことが多いことは理解できるが、今までの国保税率が高い、低いということは算定に影響してくるのか。

(事務局)

今までの国保税率は、県で算定する標準的な保険料率を出す際の考慮には入らない。ただし、必要額が多いところには高い率の算定が出るものと見込んでいる。また、基準外の繰入・借入も考慮されない。

(委 員)

国保税の資産割、均等割、平等割等は、制度改革前から調整をしていった方がいいのではないか。

(事務局)

標準的な保険料算定方式について、2方式、3方式、4方式にするのかを県が標準的なものとして示すが、佐久市において、どの方式にするのかは、今後の運営協議会で協議をさせていただきたい。

(委 員)

制度改革後も一般会計からの繰入・借入を行って、税負担増を抑えることは可能という理解でよいか。



(事務局)

県へ納める納付金に対して、不足が生じた場合は、税率を改定するのか、県の基金から借りるのか、一般会計からの繰入・借入を行うのかになる。

(委員)

高齢者の佐久市への転入が増えているように感じているが、市としてメリットはあるのか。

(事務局)

国保以外の経済活動等に関することは、担当部署ではないのでお答えしかねるが、国保加入者であれば、医療費は増えるものと考えられる。

(委員)

「年齢構成の差異の調整後」と記載されているが、同じ年齢構成として、医療費水準を決めるという理解でいいか。

(事務局)

市町村ごとに異なる年齢構成の差異を埋める算式が示されると考えている。

(委員)

「年齢構成の差異の調整後」について、協会けんぽでは、年齢階層別に一人当たり医療費を算出し、全国平均値との差額を調整するという方法をとっている。

(会長)

続いて、(5)「国民健康保険税の税率等改定工程表(案)」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

○「佐久市国民健康保険税の税率等改定工程表(案)について」資料5に基づき説明

- ・財政健全化計画においては、平成28年度から32年度までの5か年において3回の税率の見直しをすることとしている。  
平成29年度は、27年度に税率改定してから2年後ということで見直しを行い、また、30年度は県に財政運営が移行することから行う必要がある。そのうち、2年後の32年度に見直しを行う予定となっている。今後、財源推計等を行い、運営協議会へ図りながら行っていきたい。
- ・資料のうち、1つ目に「国保運営協議会」の関係は、8月上旬に税率改定の諮問、9月の協議を経て、10月に答申をいただく予定である。
- ・2つ目に「市民への広報及び周知関係」として、10月の答申前までに改定に係る市民説明会を開催する予定である。

- ・3つ目に「議会对応関係」として、12月議会に改定に係る条例案を提案していきたいと考えている。
- ・大筋の流れということで、日程の「ズレ」は生じるものと思われるが、ご承知おきいただきたい。

(会 長)

資料5の「佐久市国民健康保険税の税率等改定工程表(案)」について質疑をお願いします。

(委 員)

これまでも市民に広報周知関係で市も苦勞されているところだが、参加される方が非常に少ない。

この国保の問題について市民が十分理解し参加できるような体制でお願いしたい。

(会 長)

これについては、委員からの要望ということでお願いします。

それでは、予定された報告・協議事項の(5)まで終了いたしました。全体を通して発言がありましたらお願いします。

ないようであれば、事務局よりお願いします。

(事務局)

27年度は、収納率、ジェネリックの使用率、特定健診受診率のすべての分野において前年数値を上回ることができた。取組みのへの努力の成果が見えてきたものと考えている。

財政的には基準外の繰入や借入、基金の積立ても含め、数字的には約1,800万円の黒字になった。今後もさらに努力を積み重ねていかなければならないと考えているので、委員の皆さんにも引き続きご協力をお願いしたい。

(会 長)

他に何かありますか。よろしければ7のその他について事務局よりお願いします。

(事務局)

本日の議事録について委員の皆さんにお送りし、修正・加筆等いただきたいと考えている。議事録がまとまったところで今回の議事録署名委員の花岡委員さん、岡田委員さんに署名いただくようになるので、よろしくをお願いしたい。

(会 長)

他にはよろしいですか。

特にないようですので、本日の日程については全て終了いたしました。司会進行を事務局にお返しします。

## 8 閉 会

- ・市民健康部長お礼

議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。